

【占用許可申請説明書】

野洲川ふれあい広場

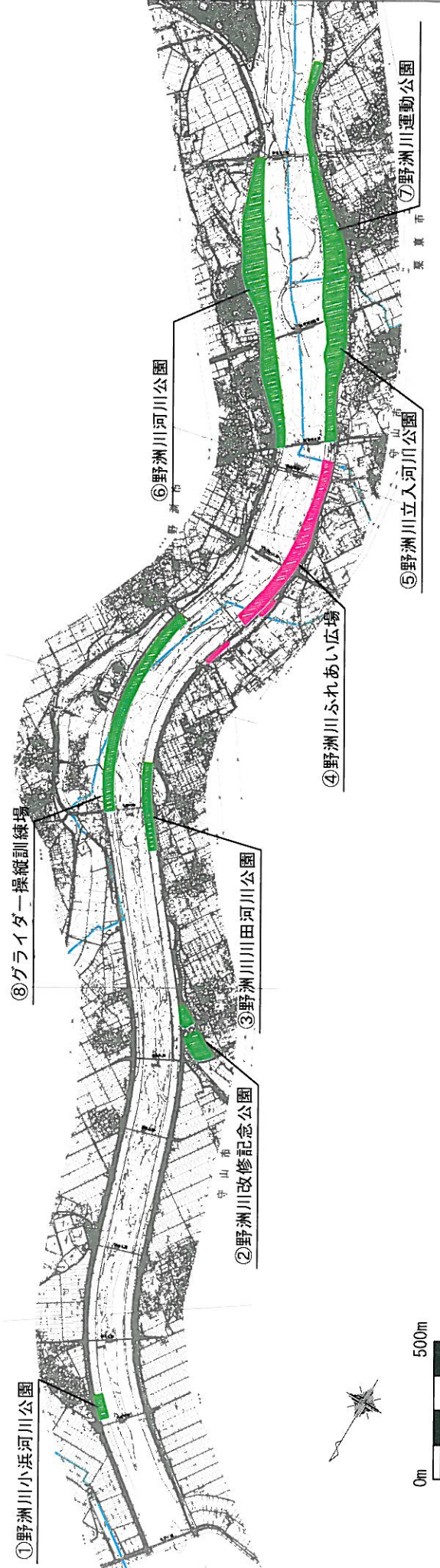
説明資料一覧

- 施設位置図
- 施設配置図
- 占用許可申請説明書
- 添付資料

平成 21 年 5 月
野 洲 市 ・ 守 山 市

審査対象施設位置図

地点番号	件名	許可受付者	占用許可期間	場所	占用面積 (㎡)	主な施設	地点番号	件名	許可受付者	占用許可期間	場所	占用面積 (㎡)	主な施設
①	野洲川 小浜河川公園	守山市	平成19年4月1日 ～平成21年3月31日	守山市小浜町地先	17268.60	・多目的広場 2面 ⇒(内1面は駐車場) ・緑地広場 1面	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日	守山市吉身五丁目字菫川 原～立入町川原	92641.37	・多目的広場 1面 ・クラウン 1面 ⇒(少年ソフトボール場兼用) ・バスケットコート 1面 ・野外ステージ 1面 ・球技・スボーツ広場 ・健康広場 ・自由広場 ・中央広場 ・陸上競技場 ・クラウンゴルフ場 ・芝生広場 ・ゲートボール場 2面 ・ハレーテニス兼用コート 2面 ・テニスコート 5面
②	野洲川 改修記念公園	守山市	平成19年4月1日 ～平成21年3月31日	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	23097.01	・ゲートボール場 7面 ・サッカー場 1面 ・クラウンゴルフ場 1面	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日	野洲市野洲地先～野洲市 三上地先		
③	野洲川 川田河川公園	守山市	平成19年4月1日 ～平成21年3月31日	守山市川田町地先	34152.40	・多目的広場 2面 ⇒(内1面は駐車場) ・緑地広場 1面 ⇒(駐車場を併せて設置) ・クラウンゴルフ 1面	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	平成20年4月1日 ～平成23年3月31日	栗東市出区 字外川原付近	34704.36	・クラウンゴルフ場 2面 ・ローンプレイフィールド ・テニスコート 4面 ・ソフトボール場 3面 ・陸上競技場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	平成14年8月9日 ～平成21年9月30日	守山市小島町字橋本 地先～野洲市野洲字坂田地先	57461.66	・せせらぎ広場 ・ホタル広場 ・イベント広場 ・自由広場	⑧	グライダー 操縦訓練場	(申請者) (財) 日本学 生航空連盟	—	守山市川田町地先	66122.00	・陸上用清走路 ・若陸用清走路 ・樹入路 ・駐車場

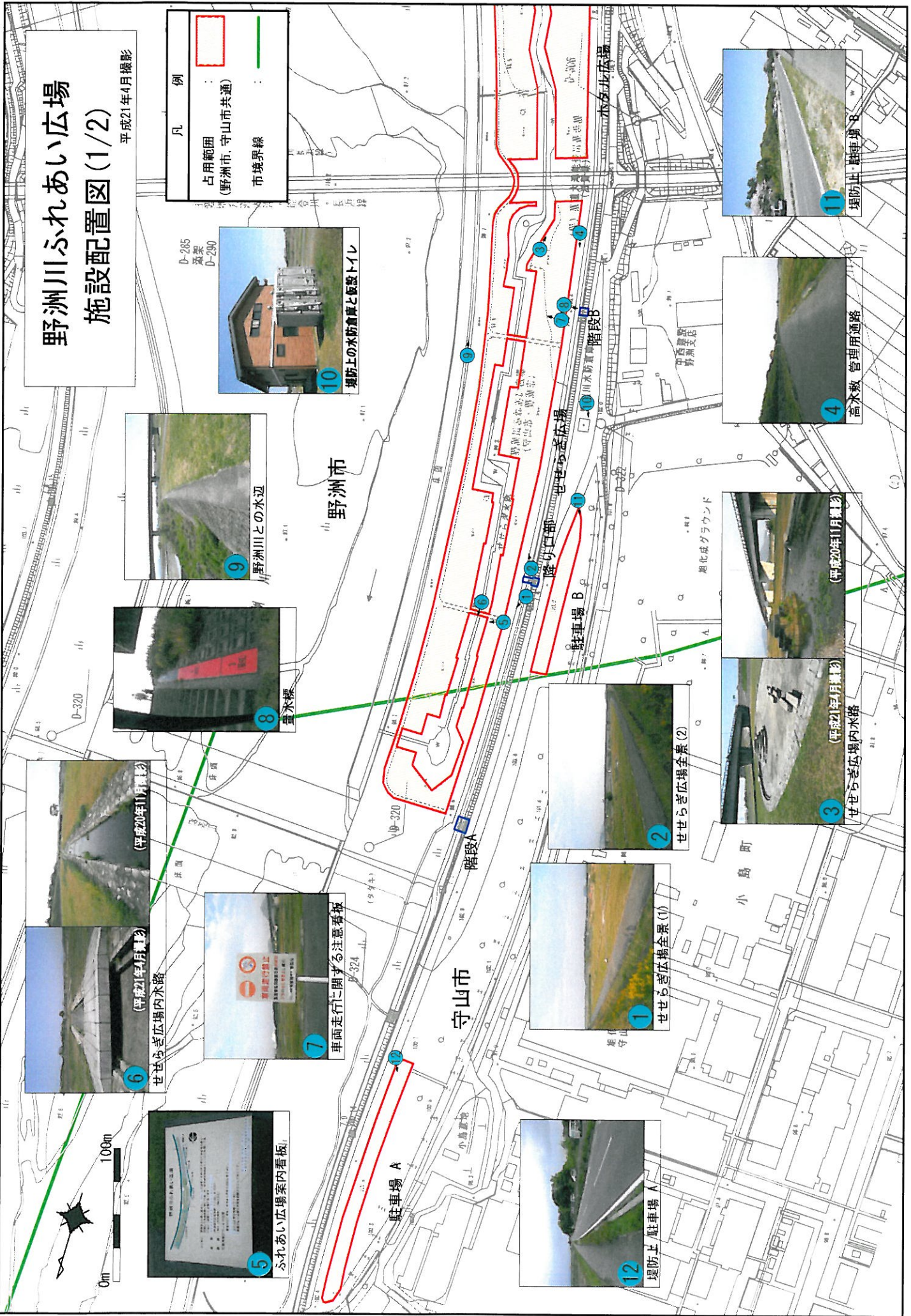
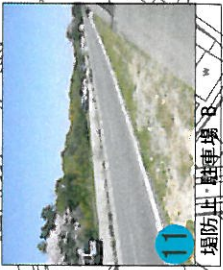
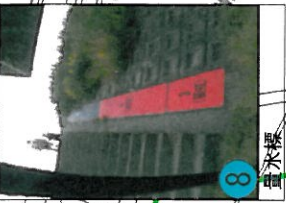


野洲川ふれあい広場 施設配置図(1/2)

平成21年4月撮影

凡 例	
占用範囲 (野洲市, 守山市共通)	
市境界線	

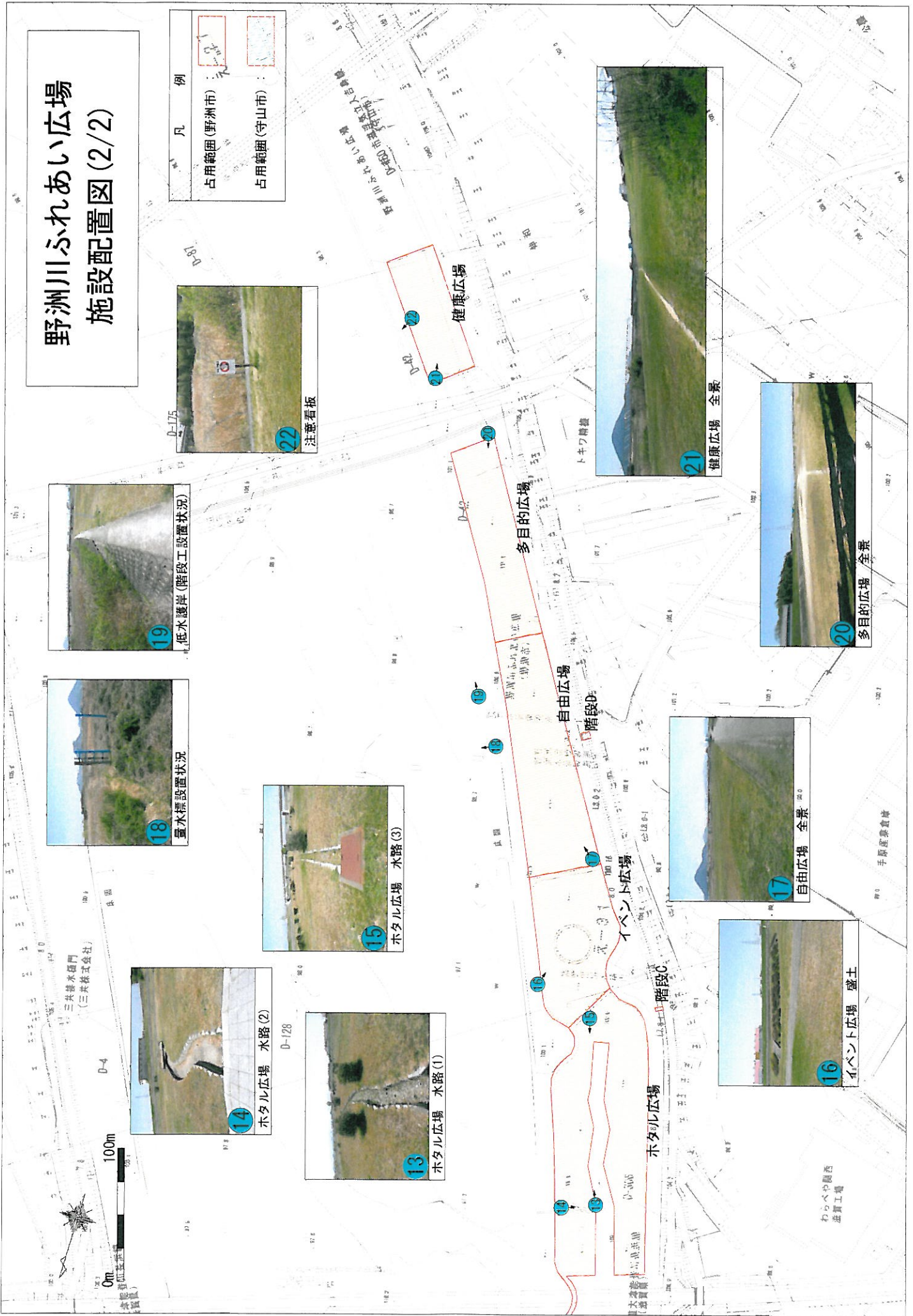
0m 100m



野洲川ふれあい広場 施設配置図 (2/2)

凡 例

占有範囲(野洲市)	
占有範囲(守山市)	



占用許可申請説明書
《野洲川ふれあい広場》

平成 21 年 5 月

野洲市・守山市

目 次

A 基本理念と基本方針の検証.....	1
A1 基本理念.....	1
A2 基本方針.....	1
A3 意見書.....	1
B 占用施設の計画と設置理由の検証.....	1
B1 必要性.....	1
B11 必要理由 B12 適正面積.....	1
B2 代替性.....	2
B3 安全性.....	3
B4 公共性.....	4
C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証.....	4
C1 占用施設利用計画.....	4
C2 利用者.....	6
C3 利用形態.....	8
C4 住民意見の反映.....	8
D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証.....	8
D1 環境.....	8
D2 治水.....	9
D3 利水.....	10
D4 景観・文化.....	10

野洲川ふれあい広場占用許可申請説明書

A 基本理念と基本方針の検証

A1 基本理念

「野洲川ふれあい広場」は、「せせらぎ広場、ホタル広場、イベント広場、自由広場」から構成しており、「せせらぎ広場」と「ホタル広場」は、隣接する“せせらぎ水路”を利用した開放感をもった施設で、子ども連れが安心して水遊びができる環境を提供しています。

高水敷を利用した、誰もが安心して安全に水辺とふれあえる利用形態の施設は、基本理念である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す利用形態のひとつではないかと考えています。

A2 基本方針

本施設は、河川敷利用の基本方針の第(2)項である「誰もが河川と容易にふれあえるものとする」に沿った施設であり、利用形態の例“(4)自然散策等健康増進のための親水空間としての利用”をしていることから、河川敷利用の基本方針を満足している施設と考えます。

A3 意見書

これまでに河川保全利用委員会からいただいた意見書はありません。

B 占用施設の計画と設置理由の検証

B1 必要性

B11 必要理由 B12 適正面積

◎施設が設けられた経緯

・昭和46年に始まった野洲川河川改修工事で、広大な高水敷が築造されることとなりました。河川改修以前の野洲川では、生活様式の変化の中で、川を愛し川に親しむ気持ちが薄れ、河川敷は雑草が生い茂り雑木の林となり、川がごみ捨て場と化す状態にありました。

そこで、この高水敷を市民が利用することで、人と川の繋がりを取り戻し、美しい野洲川を後世に伝え残そうという気運が高まり、建設省・野洲町・守山市が

共同で「野洲川ふれあい広場」を整備しました。

- ・昭和 61 年 3 月には当時の建設省近畿地方建設局で策定された「野洲川河川環境管理基本計画」で、野洲川の河川空間の整備に関する基本構想が示され、河川環境の保全と整備に関する事業は、定められたゾーニングの特性に応じて実施する事とされました。

当時の建設省琵琶湖工事事務所は、この基本計画に基づき野洲川河川整備事業を実施し、人工的利用ゾーンについて、その特性に応じて整備が進められましたが、関係する市、町が占用して整備する河川公園等との一体的利用を図り、一体的維持管理を進めることで、河川環境の良好な維持・管理を図ろうと、昭和 63 年 3 月に守山市、野洲町、栗東町との間で、維持管理に関する覚書「野洲川河川環境整備事業に係る整備地区の維持管理に関する覚書」を締結しました。

また、当時「ほたるの住むまち ふるさと守山」を合い言葉に河川愛護に取り組んでいた守山市からの提唱に賛同いただき、「せせらぎ広場」「ホタル広場」を流れる水路が設置されております。

◎施設の継続設置目的

昭和 61 年 3 月に、当時の建設省近畿地方建設局にて策定された「野洲川河川環境管理基本計画」に示された、野洲川河川空間に関する基本構想により、陸域では代替できない自然とのふれあいの場を提供できるゾーンとして、平成 6 年から「野洲川ふれあい広場」を整備してきました。

また、野洲川ふれあい広場の維持管理に関して、平成 8 年 7 月に野洲市と守山市で「野洲川ふれあい広場等の維持管理に関する覚書」を締結しました。

覚書に基づき、「野洲川ふれあい広場管理要綱」を定め、施設の管理を行っています。

添付資料 2 「野洲川河川環境整備事業に係る整備地区の維持管理に関する覚書」

添付資料 3 「野洲川ふれあい広場等の維持管理に関する覚書」

添付資料 4 「野洲川ふれあい広場管理要綱」

B2 代替性

B21 代替可能性 B22 代替地調査 B23 代替地選定

「野洲川ふれあい広場」は、親水広場の目的として設置し、「せせらぎ広場」「ホタル広場」は水路を利用し“水とのふれあい”を図れる施設です。このため、河川敷以外では代替できない施設と考えます。このため、堤内地で代替場所を確保することは困難であると考えています。

なお、平成 19 年より「イベント広場」、「自由広場」は「野洲川冒険大会いかだ下り」メイン会場として利用しており、三上山の景観と河川の自然を同時に楽しめる施設であることから代替地の確保は難しいと考えています。



添付資料9 「野洲川冒険大会 (平成 20 年)」

B3 安全性

B31 人への安全

「野洲川ふれあい広場」の利用者への安全については、「野洲市地域ふれあい公園条例」や「野洲市水防計画書」により定めております。

占用区域内には利用者が安全面で問題となる施設は設置しておりません。利用者は子どもを含む広範囲な年齢層を想定している関係から、「広場内での禁止事項の看板」の設置と、「野洲川ふれあい広場」の利用者に聞こえるように「危険行為の禁止」の場内放送を実施しています。

また、非定期ですが、利用の多い土日・祝日には野洲市シルバー人材センターによるパトロールにより危険行為者への忠告指導を実施しています。

場内放送:水防倉庫に設置したスピーカーで1時間ごとに「ゴルフの練習、犬の放し飼い、焚き火などの危険行為の禁止」の呼びかけを実施



「野洲川ふれあい広場」の駐車場から占用施設に移動する場合、平成 14 年の駐車場改修後は堤防上の道路を横断する形態になりました。堤防上の道路は、見通しは良いですが、横断場所の標示をされてないため、今後横断歩道の設置について関

係行政機関と調整をしていきたいと考えています。

添付資料 5 「野洲市地域ふれあい公園条例」

添付資料 6 「平成 20 年度 水防計画書（野洲市）」

B32 施設の安全 B33 安全対策の周知

占用施設には、安全対策を実施しなければいけない施設を設置していません。このため、近隣住民に対し施設の安全対策の周知をしていませんが、毎年出水期までに河川管理者と合同で、工作物点検を実施しています。

添付資料 8-1 「工作物点検表（野洲川ふれあい広場）」

B4 公共性

B41 公共性 B42 地元の理解

「野洲川ふれあい広場」は、「野洲市地域ふれあい公園条例」において利用の方法を定めています。基本的には自由使用が原則で、利用者が安全・安心に水辺とふれあえる利用ができることを目指しています。

なお、「野洲市地域ふれあい公園条例」において、排他的・独占的に施設を占有する場合は、あらかじめ市長の許可が必要であることを定めており、公共性のある利用に努めており、地元住民の方の理解を得ております。

添付資料 5 「野洲市地域ふれあい公園条例」

C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証

C1 占用施設利用計画

C11 設置期間 C12 施設の変遷

「野洲川ふれあい広場」は、「親水広場」の目的をもって平成 6 年 10 月 6 日より占用を開始して現在まで占用を継続しております。

国土交通省が平成 14 年 8 月に守山市小島地先の河畔林を整備されたことに伴い利用していた駐車場の一部が利用できなくなったため、新たな場所に駐車場を設置し、現在 2 箇所の駐車場の利用をしています。

許可日及び番号	占用期間	占用面積	備考
平成 6 年 10 月 6 日 建近琵琶調占第 338 号	平成 6 年 10 月 6 日～ 平成 11 年 9 月 30 日	56,502.96 m ²	—

平成 11 年 11 月 16 日 建近琵琶占調占第 42 号	平成 11 年 10 月 1 日～ 平成 21 年 9 月 30 日	56,502.96 m ²	—
平成 14 年 8 月 9 日 国近整琵琶占調占第 103 号	平成 14 年 8 月 9 日～ 平成 21 年 9 月 30 日	57,461.66 m ²	平成 14 年 8 月に 駐車場を変更。

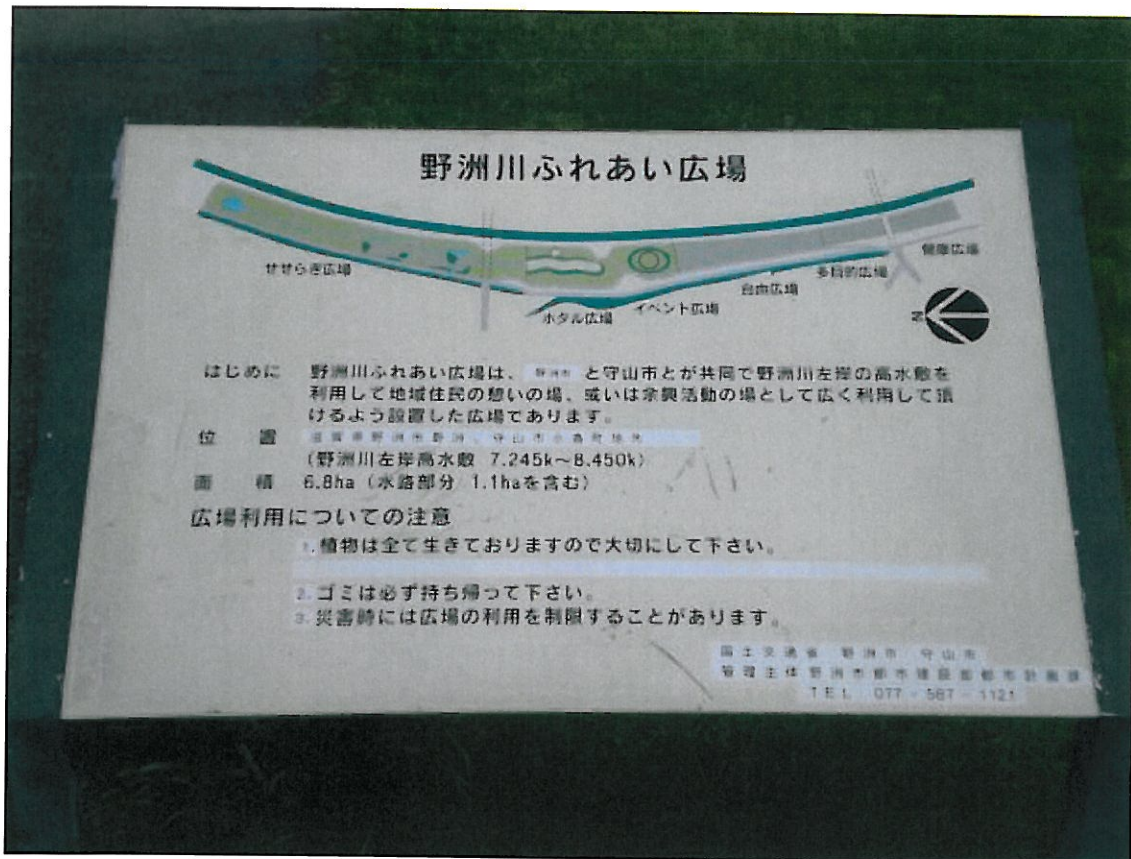
添付資料 1-1 「河川法占用許可書 平成 11 年 11 月 16 日付け建近琵琶占調占第 42 号」

添付資料 1-2 「河川法占用許可書 平成 14 年 8 月 9 日付け国近整琵琶占調河占第 103 号」

C13 施設管理 C14 共同利用

「野洲川ふれあい広場」の施設位置図、広場利用についての注意を記載した案内看板は、駐車場から堤防の階段を降りた広場に設置しています。

「野洲川ふれあい広場」は、野洲市・守山市が共同で運営することで施設管理を実施しています。案内看板には管理主体としての連絡先を明示しております。



C15 維持管理

「野洲川河川環境整備事業に係る整備地区の維持管理に関する覚書(昭和63年3月31日締結)」にて、当時の建設省近畿地方建設局琵琶湖工事事務所長と守山市長、野洲町長、栗東町長が、占用した河川公園と建設省の整備した地区を一体的

に利用・維持管理を行うことを定めています。

「野洲川ふれあい広場」の維持管理は、「野洲川ふれあい広場等の維持管理に関する覚書」により定めており、シルバー人材センターに委託しています。

除草作業は、年3回の頻度で機械刈を実施しています。清掃作業については週1回の頻度で、園内のごみ拾いやトイレ清掃を実施しています。監視作業については土日・祝日にパトロールにより危険行為者への忠告指導を実施しています。(委託契約書)

「せせらぎ広場」の水路は国交省施設であり、野洲市で地下水汲み上げポンプ施設を管理して水路に水を流しています。梅雨明けから9月までの期間についてポンプアップを実施しています。

ただし、平成21年度については公園施設全体の維持管理経費の見直しの中で、ポンプに係る経費について削減処置を行っておりますが、次年度以降については広場全体にかかる管理経費の見直しをおこない、水路を流れる水と親しむことのできる施設にしたいと考えております。

添付資料3 「野洲川ふれあい広場等の維持管理に関する覚書」

添付資料7-1 「委託契約書(市内都市公園等除草作業)」

添付資料7-2 「委託契約書(清掃作業)」

添付資料7-3 「委託契約書(監視作業)」

添付資料8-2 「除草および清掃の作業写真」

C16 施設の補修・新設 C17 構造物の安全

円形ベンチ(4基)、一般型ベンチ(12基)を固定施設で設置しています。施設に不具合が発生した場合は、その都度対応しています。

遊具等の構造物は設置していません。ベンチなどの小構造物については、毎年出水期までに、河川管理者と合同にて施設の工作物点検を実施し、不具合な箇所については修繕を行うと共に河川管理者へ報告を行っています。

添付資料8-1 「工作物点検表(野洲川ふれあい広場)」

C2 利用者

C21 利用状況

自由使用のため、利用者把握は行っていませんが、国土交通省が3年毎に実施している河川利用実態調査(川の通信簿)の調査で利用者把握がなされています。平成18年7月末の日曜日の利用

■ 野洲川ふれあい広場

河川名	1級河川淀川水系野洲川左岸6.8~8.4km
所在地	滋賀県野洲市野洲~守山市小島町
アクセス	国道8号線野洲川大橋より車で10分
面積	約67,000m ²
管理者	国土交通省琵琶湖河川事務所、守山市、野洲市
特徴	野洲川ふれあい広場は野洲市と守山市が共同で野洲川左岸の高水敷を利用して地域住民の憩いの場として設置した広場です。
主な利用	散歩、レクリエーション
利用者数	309人 調査日:7月30日(日)
点検参加人数	25人

■ 総合コメント

広くて開放感があり、子供連れでも安心な親しみやすい空間です。もっと良くするためには、手洗い場付きトイレの整備が必要です。また、せせらぎ水路には水を流し周辺に植栽を増やして、木陰の下で水遊びができる空間を創出することが望まれています。

者は 309 人です。（平成 15 年 7 月の前回調査は 315 人）

吉身学区住民の憩いの場として、散歩コースとして利用されています。夏季には、噴水やせせらぎ水路付近で涼を楽しむため保育園や幼稚園の園児が多く訪れています。

また、堤防上の道路から「ふれあい広場」に安全に移動できるように、高水護岸に 5 箇所の階段を設置しています。



添付資料 10-1 「川の通信簿（野洲川ふれあい広場）平成 18 年」

添付資料 10-2 「川の通信簿（野洲川ふれあい広場）平成 15 年」

C22 便所

水防倉庫横に汲み取り式の簡易トイレ（大 2 台、小 2 台）を設置しています。

清掃は週 1 回シルバー人材センターに委託して実施しています。



C23 ゴミ処理

利用者のゴミは、施設案内看板にてゴミの持ち帰りのお願いをしています。また、水防倉庫横に設置したスピーカーからゴミの持ち帰りを呼びかけています。

週に 1 回の間隔で園内清掃をシルバー人材センターに委託しています。

C24 利用者対応

自由使用であり、遊具などの施設がないため、管理人を配置しなくても、施設の利用面は案内看板などで対応可能であると考えているため、施設内に管理人の配置は行っていません。

C25 駐輪・駐車場

堤防側帯に 2 箇所（駐車場 A：2060.20 m²、駐車場 B：1309.95 m²）の駐車場を設置しています。

C3 利用形態

C31 利用者の年齢等

利用者の年齢把握は行っていません。若者から中高年まで幅広い年代がサイクリング、ジョギング、散歩などで利用しています。夏季には、噴水やせせらぎ水路付近で保育園や幼稚園の園児が多く訪れています。

C32 利用者交流 C33 川とのふれあい C34 河川愛護保護活動 C35 地域活性化

平成19・20年度には守山市主催の「野洲川冒険大会いかだ下り」のメイン会場に使用され、20年度は約350の方が参加されました。また、毎年10月には守山市浮気自治会主催の「自然と親しむ集い」が開催され、20年度は約350人を越える浮気町の住民の方が、このふれあい広場を会場に集まり、もちつき大会や抽選会・鮎のつかみ取りなどのイベントを楽しみました。



占用施設内には、水路があり、“水とのふれあい”を図っていますが、コンクリートブロック護岸の階段から川辺に降りて「川とのふれあい」をすることは困難な状況です。

添付資料 9-1 「野洲川冒険大会（いかだ下り）」

C4 住民意見の反映

C41 意見聴取 C42 利用者意見

意見・要望の聴取する仕組みがないため、市のホームページを活用し、「河川公園の利用について」のコーナーを設けることにより、利用者や市民から意見・要望を聴取する予定です。

D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証

D1 環境

D11-1 大気汚染 D11-2 水質汚濁・底質汚染 D11-3 土壌汚染 D11-4 地下水

- ①野洲川の大気汚染、水質汚濁、地下水に悪影響を与える発生源となる施設はありません。
- ②除草は実施していますが、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の使用をしておりません。

D11-5 騒音・振動 D11-6 悪臭

①騒音振動、悪臭発生源となる施設はありません。

D12 地形改変 D13 整備の影響

- ①この7年間では占用区域の地形を改変する改修は実施していません。
- ②施設の整備は、水防倉庫に置いてある芝刈り機により除草を実施しています。
- ③駐車場から高水敷に降りる階段が設置されていますが、安全に道路横断をするための施設について、河川管理者の指導のもと所轄警察と協議をしたいと考えています。

D14-1 陸生生物、D14-2 水生生物

守山市・野洲市では、陸生・水生生物の調査は実施しておりませんが、河川管理者が5カ年で一巡する形で「河川水辺の国勢調査」を実施していますのでその結果を資料として添付します。

添付資料 11 「河川水辺の国勢調査 野洲川河川環境情報図」

D15 生態系 D16 環境復元

「せせらぎ広場、ホテル広場」の水路は国交省の施設であり、野洲市では水路に汲み上げるポンプの維持管理を行っています。水路に水を流している期間は、梅雨明けから9月までであり、野洲川より水温が低い井戸水を流しています。水路に水を流す期間を限定していることと、流す水の水温が低いことの影響評価は実施できていません。

また、川の流れ方向(縦断方向)の長さ1.2kmの高水敷を占用しており、占用範囲内には大きな構造物は設置しておらず、自然環境の回復は容易であると考えています。

D17 作業車の通行影響 D18 無線使用の影響

- ①施設管理作業車は、年3回行う草刈り機のみで、影響は軽微であると考えます。
- ②無線を使用する施設はなく、影響はありません。

D2 治水

D21 治水

D22-1 構造物 D22-2 構物流失 D22-3 構造物撤去

- ①治水上支障となるような構造物は設置していません。
- ②流失する構造物、冠水時に影響を受ける構造物は設置していません。

D3 利水

D31 利水計画 D32 利水への影響

取水ポンプ等の施設は河川管理者にて設置されたもので、設置当初に河川水・地下水、既存の水利施設への影響等の調査が行われ、問題はないと聞いています。

D4 景観・文化

D41 景観 D42 景観変化の把握

駐車場横は旧堤防の桜堤で花見の時期は写真撮影をする良好な景観を提供しています。堤防上からの占用施設の眺めは、三上山を背景とし、せせらぎ水路や高木による日陰など、開放感のある景観を提供していると考えています。

景観を大きく変化させるような施設の設置は行っていないため、景観特性としての調査は実施していません。



D43 植栽

一部低木の植栽をしていますが、限定的であり景観に及ぼす影響は軽微と考えています。なお、植栽の選定に際して在来種の採用検討は行っていません。



D44 文化財 D45 歴史文化

周辺には重要な文化財等はありません。

以上